

第 6 号様式

随意契約について

公表年月日	令和 8 年 7 月 1 日
担 当 課	市民部 市民課

契約業者名・住所	株式会社第一ビルディング 代表取締役社長 明石 衛・東京都品川区大崎一丁目 2 番 2 号
工事等の名称	松戸市マイナンバーカード交付センター用建物賃貸借
工事等の場所	松戸市本町 1 4 番地の 2 松戸第一生命ビルディング
種 別	賃貸借
工事等期間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで
契約金額	月額 1,531,856 円（うち消費税及び地方消費税の額 139,259 円）総額 18,382,272 円（税込）
工事等の概要	マイナンバーカード交付センターの賃貸借
随意契約の理由	本事業について、マイナポイント事業の実施等によりマイナンバーカードの申請件数が急増したが、本庁舎ではカード交付に必要なスペースを確保することができないことなどから、令和 4 年度より松戸第一生命ビル内にマイナンバーカード交付センターを開設した。 令和 8 年度においても、引き続きマイナンバーカード及び電子証明書の更新対象者が一定数見込まれることから、円滑に交付等の手続ができるよう引き続き体制を維持するとともに、市民の利便性等を踏まえると、当該交付センターの設置場所は、以下の要件を具備する必要がある。 1. 市役所本庁舎の近隣に位置すること。 2. 最寄り駅より徒歩で移動が可能であること。 3. 当該事務に必要なスペースを賃借できること。 4. 近隣の同規模物件と比較すると安価であること。

	松戸第一生命ビルディングについては、上記の要件を具備していると思料される。 したがって、松戸第一生命ビルディングの所有者である株式会社第一ビルディングを契約相手方と選定し、地方自治法施行令１６７条の２第１項第２号の規定による随意契約とするとともに、松戸市財務規則第１３８条第１項第１号の規定により、株式会社第一ビルディングより見積書を徴すものである。
--	---